

議員発議案第2号

新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化を求める意見書

我が国の新型コロナウイルス感染は再び猛威を振るい、既に第2波が到来したといえる局面を迎えており、その勢いは都市部だけにとどまらず、連日、本県を含む全国各地で新たな陽性者の判明が継続しており、未だに事態の収束が見えない状況である。

また、先般公表された本年4月から6月期の実質GDPは7.9%減、この状況が1年継続したと仮定した場合の年率換算では28.1%減と戦後最大の減少率となっており、新型コロナウイルス感染症が国内経済に与えた影響の大きさが浮き彫りとなったところである。また、本県においても同時期の県内企業の全般的業況DIは、リーマンショックの影響が深刻化した2009年に次ぐ大幅な悪化となっている。

こうした中、今後想定される感染拡大の防止を図りつつ、社会経済活動を回復させ、地域の活力を再生するためには、地方公共団体が実施する施策に対する国の更なる支援の充実・強化が必要不可欠である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう、強く要望する。

記

- 1 地方公共団体が、PCR検査体制等の更なる拡充などの感染拡大防止対策や、経済・雇用対策に迅速かつ的確に対応できるよう、予備費の活用も含め、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の増額や弾力的な運用を行うと共に、令和3年度以降の必要な財政措置を行うこと。
 - 2 新型コロナウイルス感染症陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための国による補償金的な「協力金」の制度化等について、国において早急に議論を進めること。
 - 3 陽性者や最前線で治療や感染防止対策にあたる医療等従事者及びその家族等に対するデマの拡散、差別や偏見、心ない誹謗中傷などは、当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、感染拡大防止への協力も得にくくなることから、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化など、人権を守る対策を早急に講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月25日

宮崎県議会